

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の主な変更点について (案)

全体

- 章及び節立ての構成に変更。

前文

- 実質的な内容の変更なし。

第 1 章 基本方針

第 1 基本方針

- 家きんの所有者は、飼養している家きんの伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家きんの飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない旨を明記。
- 都道府県は、平時から、家きんの所有者、飼養衛生管理者、関係団体等への必要な情報の提供を行なうとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、特に飼養衛生管理基準に係る指導等行なうことに留意して、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防を徹底する旨を明記。
- 飼料の製造・販売業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者、食鳥処理場、集卵業者、GPセンター等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う発生予防及びまん延防止のための措置に協力する旨を明記。
- 発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止措置及び早期終息を図ることが重要であり、特に、患畜又は疑似患畜であると判定された家きんが飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、疫学調査による疫学関連家きんの特定が非常に重要である旨を追記。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

- 都道府県は、農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行等飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、食鳥処理場、GPセンター、化製処理施設等の施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等について指導する旨を明記。

- 都道府県は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、重機やフォークリフト等の特殊自動車及びこれを操縦する者等の調達先を確認し、防疫協定等の締結を進めする旨を追加。

- 都道府県は、埋却地等の事前確保が十分でない場合で、あらかじめ発生時の焼却施設等の利用に係る調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する旨を追記。

- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 都道府県は、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う旨を追記。

- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

- 実質的な内容の変更なし。

第3章 まん延防止対策

第1節 家きんにおける防疫対応

第4 異常家きん等の発見及び検査の実施

- 農場での検査の際に、必要な検査等を行うとともに、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況を撮影する旨を明記。

- 異常家きんの通報があった際、必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、生きた家きん等の移動自粛等の必要な指導を行う旨を追記。

- 動物衛生研究部門による検査内容を明記。

第5～第6

- 実質的な内容の変更なし。

第7 発生農場等における防疫措置

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う旨を明記。

- 都道府県は、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（発生状況確認検査対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎推移への消石灰の散布等を行うこと、また、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施することを明記。

- 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺前又はと殺時に発症している家きんの場所や羽数を記録するとともに、当該家きんの病変部位を鮮明に撮影する旨を明記。

- 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導のもと、迅速にと殺を完了させる旨を明記。

- 死体の処理の移動時には、当該死体又は当該死体を入れた容器の外装等を十分に消毒すること、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示することを明記。
- 汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する旨を明記。
- 病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみの捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤を散布等を行う旨を明記。

第 8～第 9

- 実質的な内容の変更なし。

第 10 家きん集合施設の開催等の制限等

- 都道府県は、移動制限区域内の食鳥処理場、化製処理場等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させる旨を明記。

第 11 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき複数か所設置する等の措置を講じる旨を明記。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 高病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの対象として、病性等判定日から遡って 21 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等を追記。
- 低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの対象として、病性等判定日から遡って 180 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入り

した場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等を追記。

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、速やかに、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、制限区域内を中心に、農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する旨を明記。
- 都道府県は、確認の結果、飼養衛生管理基準を遵守しておらず、直ちに改善しなければ高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザがまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家きんの所有者に対して、期限を定め、改善すべき旨の勧告を行う旨を明記。さらに、勧告を受けた家きんの所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を提示することにより、当該勧告に係る措置を取るべき旨を命ずる旨を明記。

第13 緊急ワクチン

- 実質的な内容の変更なし。

第14 家きんの再導入

- 都道府県は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃及び消毒の実施状況、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行った上で家きんを再導入するよう指導する旨を明記。
- 都道府県は、移動制限解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する旨を追記。

第15～第17

- 実質的な内容の変更なし。

以上